平成 22 年 8 月 1 日 訓 令 第 5 号

改正 平成25年3月5日 訓令第1号

令和2年3月30日 訓令第2号

令和2年5月29日 訓令第3号

令和3年2月1日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 香南香美老人ホーム組合における事務の決裁については、別に定めるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
- (1) 決裁 組合長がその権限に属する事務の処理について、意思決定することをいう。
- (2) 専決 組合長の権限に属する事務を常時その者に代り意思決定することをいう。
- (3) 代決 組合長又は専決権者が不在のとき又は事故があるとき若しくは欠けたときに、一時的にそれらの者に代り意思決定することをいう。
- (4) 合議 決裁を受けなければならない事案について、決裁権者が総合的に判断して的確な決裁をすることができるように、関係部署と協議し、調整することをいう。

(組合長の決裁事項)

第3条 組合長の決裁を要する事項は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、支出負担行 為及び支出命令の決裁区分については、別表第3のとおりとする。

(施設長の専決事項)

第4条 施設長の専決事項は、<u>別表第2</u>のとおりとする。ただし、支出負担行為及び支 出命令の決裁区分については、別表第3のとおりとする。

(代決)

- 第5条 代決は、次の各号の区分により行うものとする。
 - (1) 施設長が不在のときは、庶務課長が代決する。
 - (2) 施設長及び庶務課長が不在のときは、あらかじめ施設長が命じた職員が代決することができる。
- 2 代決した事項は、速やかに決裁権者の後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項についてはこの限りでない。

(専決及び代決の制限)

- 第6条 この訓令に定める専決事項又は代決事項であっても、特に重要又は異例と認められるもの若しくは疑義のあるものについては、組合長に報告をし、承認を求めなければならない。
- 2 専決又は代決事項で予算を伴うものについては、予算配当額を超えて専決又は代決してはならない。

(決裁及び合議の手続)

第7条 決裁は、起案者から順次、直属上位の職にある者の検討を経て受けるものとする。

附則

- この訓令は、平成22年8月1日から施行する。 附 則(平成25年3月5日訓令第1号)
- この訓令は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(令和2年3月30日訓令第2号)
- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和2年5月29日訓令第3号)
- この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年2月1日訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

組合長の決裁を要する事項

- (1) 組合運営の総合企画、総合調整及び基本方針の決定並びにその変更
- (2) 組合議会の招集
- (3) 条例案、予算案及びその他議案の決定
- (4) 権限の委任
- (5) 職員の任免、服務、賞罰及び給与の決定
- (6) 議会の同意を要する特別職の職員の任免
- (7) 職員の県外旅行命令
- (8) 訴訟及び不服の申立て
- (9) 表彰及び儀式の決定
- (10) 契約価格100万円以上の契約
- (11) 1件の金額100万円以上の物件の取得、交換及び処分
- (12) 1件の金額10万円以上の寄附の採納
- (13) 1件の金額100万円以上の予算の流用
- (14) 1件の金額100万円以上の予備費の充用
- (15) 組合債
- (16) 規則、告示及び訓令の制定及び改廃
- (17) 重要な告示、達、通知、催告、申請、届出、報告、照会及び回答
- (18) 重要な広報活動

別表第2(第4条関係)

- 1 施設長専決事項
- (1) 事業所の業務に係る職名又は施設名での文書の往復
- (2) 職員の事務分掌
- (3) 職員の休暇の承認
- (4) 職員の県内旅行命令(宿泊を要するものを除く。)及び時間外勤務命令並びに 休日勤務命令
- (5) 職員の週休日及び勤務時間の割振り
- (6) 職員の週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の 指定
- (7) 職員の服務上の諸願、届の受理
- (8) 扶養手当、通勤手当、住居手当の認定
- (9) 定例的な調査、報告及び進達
- (10) 定例的な通知、照会及び回答
- (11) 法令又は条例に基づいて行う原簿による証明
- (12) 収入金の調定
- (13) 契約価格100万円未満の契約
- (14) 1件の金額100万円未満の物件の取得、交換及び処分
- (15) 1件の金額10万円未満の寄附の採納
- (16) 過誤納金の整理並びに収入金の戻出及び支出金の戻入並びに収入及び支出科 目の更正
- (17) 1件の金額100万円未満の予算の流用
- (18) 1件の金額100万円未満の予備費の充用
- (19) その他軽易と認められるもの

別表第3(第3条、第4条関係)

支出負担行為及び支出命令の決裁区分

		人山貝坦江			
	執	行区分 (節及び細節)	組合長	施設長	執行の伺い
歳出予算に基づく支出負担行為	1	報酬		全額	改定時
	2	給料		全額	昇給・昇格時等
	3	職員手当等		全額	IJ
	4	共済費		全額	IJ.
	5	災害補償費	全額		認定時
	6	恩給及び退職年金	全額		IJ.
	7	報償費		全額	
	8	旅費		全額	県内泊·県外出張時
	9	交際費			
		組合長交際費	全額		
		施設長交際費		全額	
	10	需用費			
		食糧費	5 万円以上	5 万円未満	
		光熱水費		全額	
		燃料費		全額	
		賄材料費		全額	
		その他の需用費	100 万円以上	100 万円未満	
支出	11	役務費			
当負担行為・支出命令		広告料	10 万円以上	10 万円未満	
		その他の役務費	100 万円以上	100 万円未満	
	12	委託料	100 万円以上	100 万円未満	契約締結時
	13	使用料及び賃借料	100 万円以上	100 万円未満	
	14	工事請負費	100 万円以上	100 万円未満	契約締結時
	15	原材料費	100 万円以上	100 万円未満	
	16	公有財産購入費	全額		
	17	備品購入費	100 万円以上	100 万円未満	契約締結時
	18	負担金、補助及び交付金	100 万円以上	100 万円未満	
	19	扶助費		全額	
	20	貸付金	全額		
	21	補償、補填及び賠償金	全額		
	22	償還金、利子及び割引料	100 万円以上	100 万円未満	
	23	投資及び出資金	全額		
	24	積立金	100 万円以上	100 万円未満	
	25	寄附金	10 万円以上	10 万円未満	
	26	公課費		全額	
	27	繰出金	全額		